事業主のみなさまへ

働き方・休み方改善コンサルタント

を利用しませんか？

ご相談　コンサルティング　セミナー講師

このような**お悩み**はございませんか？

- **就業規則**や**36協定**を見直したい
- 社員の健康のため、**残業時間**を減らしたい
- **変形労働時間制**や**フレックスタイム制**を知りたい
- **休日・休暇制度**を見直したい
- **年次有給休暇**を計画的に付与したい
- **テレワーク**を導入したい
- 最低賃金の引き上げに利用できる**助成金**が知りたい・・・など

「働き方・休み方改善コンサルタント」が訪問してご説明いたします。
費用はすべて**無料**です。
コンサルタントによる社内講習会を開くこともできます。

働き方や休み方の見直しに取り組む企業のみなさま！

お気軽にご相談ください

☎ 059－226－2110

お申込み・お問い合わせ先
三重労働局　雇用環境・均等室
〒514-8524　津市島崎町327－2

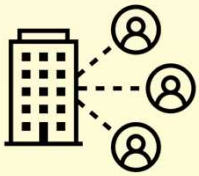

R5. 5

コンサルティング申込書

（申込日）
令和　　年　　月

三重労働局 雇用環境・均等室 宛

働き方・休み方改善コンサルティングを以下のとおり申し込みます。

会　社　名				
所　在　地	〒			
業　種 （事業内容等）	業 （　　）		労働者数	正社員　　人 それ以外　　人
連絡担当者	部署		役職名	
	フリガナ			
	氏名			
	電話	（　　）	Fax	（　　）

下記のご希望のコースに〇印をお付けください。※

下記のコースのうち、１出前講習会をご希望の場合は、対象者と参加人数までご記入ください。

ご希望のコース	１ 出前講習会……コンサルタントが事業場に赴き、講習会を開きます。単独の事業場でも可能です。対象は管理職から一般労働者の方まで。会場のご用意をお願いします。			
	対象者		参加人数	約　　名
	２ 個別コンサルティング……コンサルタントが事業場に赴き、経営者、労務管理担当者等の方々から個別にご相談をうかがい、アドバイスや資料提供を行います。相談や助言の内容・その結果に関する情報が、監督署等の他の機関に渡ることはありません。			
相談事項	ご希望の相談事項に☑印をお付けください。 ☐ 健康管理のための長時間労働の削減 ☐ テレワーク制度の導入 ☐ 年次有給休暇取得促進（年５日以上の年休付与義務） ☐ 非正規雇用の処遇改善（同一労働同一賃金） ☐ 労働時間や休日、休暇についての就業規則、３６協定の見直し ☐ 賃金引き上げと労働生産性向上、人材育成、教育にかかる助成金制度 ☐ 高齢者の就業促進（有期特措法における第２種認定）（定年延長・法改正情報） ☐ その他（　　）			

※申込後、コンサルタントからご担当者様へ日程調整等のご連絡をさせて頂きます。

〇申込書にご記入の上、三重労働局 雇用環境・均等室まで郵送でお申し込みください。